

大分県フリースクール等ガイドライン

～学校教育との円滑な連携に向けて～



大分県教育委員会
令和7年4月 改訂版

1.はじめに

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」では、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援や学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性について示されました。

さらに、令和5年3月に文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)では、不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じ、学びたいと思った際に多様な学びにつながることもできるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備することの重要性が示されました。

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）においては、全国の不登校児童生徒数は増加の一途を辿っており、過去最大（令和7年4月時点）となっています。他方、本県の不登校児童生徒数も増加を続けており、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、多様な学びの場や居場所を確保することが急務となっています。

このような状況や令和元年10月25日付文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」等も踏まえ、平成30年に策定した本ガイドラインを改訂しました。

<フリースクール等とは>

不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式（講義形式）による学習などを行っている、民間団体等において自主的に設置・運営される機関

平成29年2月「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実 ～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～ 報告」

（フリースクール等に関する検討会議【文部科学省】）より

2. 保護者や学校、教育委員会、関係機関との連携を一層深めるための活動や連携の在り方

全ての児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立できるよう、個々の才能や能力等に応じた支援が求められており、学校以外にも、学びたいと思った時に学べる環境や、外部とつながる居場所があることが重要です。

フリースクール等はその一役を担っています。

不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うにあたって、不登校児童生徒がフリースクール等において相談・指導を受ける際、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点や、フリースクール等と保護者や学校等との連携を深めるための活動や連携の在り方の目安について、以下に示します。

(1) 実施主体・事業運営等

- ①法人、個人は問わない。
- ②政治活動または宗教活動を主たる目的としていない。
- ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員の統制下にある団体でない。
- ④著しく営利本位でなく、入会金、利用料（月額、年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされている。

(2) 相談・指導の在り方

- ①不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。
- ②学習指導要領※¹に則った学びができるように、児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整えている。
- ③受け入れに当たっては、児童生徒や保護者と面接を行うとともに、学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握を行っている。
- ④児童生徒の社会的自立に向けて、生徒指導提要※²に則り、個に応じた相談や指導を行っている。

- ・ 指導内容、方法、相談手法などがあらかじめ明示されていること
- ・ 児童生徒のタイプや状況に応じた相談や指導が行われていること
- ・ 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、学校や保護者等に情報提供が継続的になされていること
- ・ 体罰や児童生徒の人格を傷付けるような不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと

(3) 相談・指導スタッフ

- ①児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、児童生徒の指導を行っている。
- ②専門的なカウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっている。
- ③施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合にも、児童生徒の安全面・健康面に配慮し、安全な運営を行うことができるスタッフを確保している。

(4) 施設・設備

- ①学習、体験活動、面接、心理療法等、種々の活動を行うために必要な施設、整備を有している。
- ②施設、設備は保健衛生上、安全上及び管理上適切なものである。

(5) 学校、家庭等との連携

- ①児童生徒のプライバシーにも配慮の上、定期的（月1回程度）に、施設と学校が相互に当該児童やその家族を支援するために必要な情報（学習活動や出席状況等）を共有する体制が整っている。
- ②指導要録上の出席扱いについて、希望がある児童生徒または保護者がいる場合、学校から出席扱いを受けられるよう学校と連携を図る体制が整っている。
- ③施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に連携・協力関係が保たれている。
- ④保護者の側に対し、該当児童生徒との面会や退所の自由が確保されている。
- ⑤学校関係者や保護者の訪問要請や見学等の受け入れを実施している。

(6) 教育委員会、関係機関との連携

- ①県や市町村教育委員会が実施する不登校児童生徒に関する協議会や研修会等に参加し、国や県の最新の動向について理解する。
- ②県や市町村教育委員会等が実施するフリースクール等の状況に関する調査等に対して、必要な情報を提供する。
- ③県や市町村の福祉部局や社会福祉協議会等と連携し、要請があれば必要な情報を提供する。

3. 県教育委員会のフリースクール等への支援

フリースクール等との一層の連携強化及び質の向上等に向けて、県教育委員会は以下の支援に取り組みます。

- (1) **フリースクール等の職員の専門性を担保するため**、フリースクール連絡協議会を開催し、国や県の動向について周知を行うとともに、不登校の子ども理解や支援に関する講義等を行う。
- (2) **フリースクール等を利用している児童生徒の相談・指導の充実に向けて**、在籍校で勤務しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをフリースクールからの要請に応じて派遣を行う。
- (3) **児童生徒の学力補充に向けて**、ICT家庭学習支援システムを希望するフリースクール等に提供する。

※1 学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。子どもたちの教科書や時間割は、これを基に作られている。

(参考)文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

※2 生徒指導提要

小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成されたもの。

(参考)文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm